

## 第12回 放送番組審議会議事録

- 1 開催年月日 2015年(平成27年) 1月28日
- 2 開催場所 〒243-0111 神奈川県愛甲郡清川村宮ヶ瀬940番地の25  
宮ヶ瀬レイクサイドエフエム放送機構株式会社 本社
- 3 委員出席 委員総数 7名 出席委員数 4名
- 4 議題  
第1議案 「Lアラート」について  
第2議案 NHK横浜放送局「FMサウンドクルーズ」との同時放送等について  
第3議案 審議委員より会社の全体と放送番組がどのようにできるのかを知りたい(要望)  
第4議案 「放送法第6条第5号の報告」について

5 議事  
6 審議内容

## 第1議案 「Lアラート」について

昨年12月災害情報共有システム(Lアラート。旧公共情報システムズ)に関する説明会が、神奈川県庁で行われ、国や国の機関(総務省消防庁、気象庁等の国民保護情報「Jアラート」や防災気象情報等)、都道府県(防災情報等)、市区町村(災害時の避難勧告・避難指示等)のほか、今後拡充予定のライフライン及び交通関連事業者(復旧見通し情報、運行情報等)が情報発信者となって、一般財団法人 マルチメディア振興センターに提供、国民(地域住民)に必要な情報を放送事業者等に無償で配信するものです。

神奈川県及び神奈川県内の市区町村が共同で、Lアラートシステムを導入し、平成27年 3月に、放送事業者や報道機関等が参加する発信訓練を実施後、4月に正式運用を予定しているものです。

弊社は、Lアラートへの加入に際し、提供される情報のうち緊急地震速報のように、その情報があっても揺れなかったりするなど「その情報内容と実際の相違」または「誤報」があった場合、「Jアラート」以外の情報は、市区町村の情報を都道府県が代行入力する場合等もあることから、Lアラートによる情報を放送する場合の手順や考え方を審議していただき、次のように答申をいただいた。

- (1) 「弊社エフエム放送の放送区域内及びその周辺の市区町村長の発表(提供)前に、Lアラートからの情報が届いた場合、人命にかかわるすべての情報については、準備でき次第、放送を実施する。」とすることについて

## 実施方法

- イ 前置信号(発信しないこともある)「音響信号」
- ロ 本文前に「災害情報共有システム「Lアラート」情報です。」
- ハ 「本文」

- (2) 「(1)以外の情報については、放送局長は、必要に応じて、発信者への取材及び確認を行うこと。及び(1)記載の実地方法に準拠して放送を行う。」とすることについて

- (3) 上記記載の「情報と実際の相違」及び「誤報」があった場合

## ① 緊急地震速報が提供された場合

緊急地震速報 放送標準コメント ゆっくり落ち着いて
------------------------------

**1 揺れが到達する前**

災害情報共有システム「Lアラート」による気象庁から緊急地震速報が神奈川県西部に緊急地震速報が発表されました。

揺れに注意してください。

車は、ハザードランプをつけ、ゆっくり速度を落としてください。

机やテーブルの下にもぐってください。

落ち着いて行動してください。

**2 揺れた場合**

地震です。

清川村・宮ヶ瀬のスタジオでは揺れています。

落ち着いて、まず、身の安全を、はかってください。

上から落ちてくるもの、倒れてくるものに注意してください。

車を運転中の方は、ハザードランプをつけ、スピードを落として、安全を確認してください。

新しい情報が入り次第お伝えします。

このまま、宮ヶ瀬レイクサイドエフエムをお聴きください。

**3 揺れない場合**

気象庁から緊急地震速報が神奈川県西部に緊急地震速報が発表されました。

落ち着いて行動してください。

清川村・宮ヶ瀬のスタジオでは揺れていませんが、新しい情報が入り次第お伝えします。

このまま、宮ヶ瀬レイクサイドエフエムをお聴きください。

**② Lアラートからの情報が「誤報」であった場合**

実施方法(基本)

イ 「<放送を行った日時等>に「災害情報共有システム「Lアラート」情報」として行った

ロ 「<発表官署の名称>発表の「<標題>」については、

ハ 「<訂正内容または誤報>であったと発表がありました。

二 「なお、宮ヶ瀬レイクサイドエフエムでは、人命にかかわる事項と判断し、そのまま放送を行いました。今後も、人命にかかわる災害情報共有システム「Lアラート」からの情報は、そのまま放送を実施します。」

**③ その他の情報の放送等については、①及び②に準拠して行う。**

(4) 秘密情報の取り扱いについては、弊社、取扱者は、放送局長、技術局長及び選任されている無線従事者とする。

※ Lアラートの注意事項として、(1)から(3)までの内容を要約した内容を弊社ホームページ(電子公告(電磁的記録)を行うものと同じ。)で周知します。

実施時期は、Lアラートに加入が許可されて日からとします。

※ 【関係法令】 放送法第9条(訂正放送等)

※ 【利用規約】 第8章 損害賠償等 第43条(自己責任の原則)及び第44条(損害賠償)

NHK横浜放送局「FMサウンドクルーズ」との同時放送(平成26年12月 7日放送分等)を聴いていただいた。

宮ヶ瀬湖畔(ジャンボクリスマスツリー発祥の地)で開催されていたクリスマスイベントでは、NHK横浜放送局のロビーにも、ミニ・バージョンを設置され、地域のPRとなつてよかった。

「災害に注意とか、農作物が荒らされたなどの情報を流すこともある等」、小さなエリアをカバーするコミュニティエフエムの魅力、リスナーと距離の近いアットホームな関係がよく表現されてよかった。

との意見がありました。

そのほか、今後放送予定の番組について、報告があった。

### 第3議案 審議委員より会社の全体と放送番組がどのようにできるのかを知りたい(要望)

放送会社、放送局全体の組織図を示して、組織全体の説明を行った。

- (1) 所有(株主)については、員数及び10%を超える議決権を有する者：総務省ホームページで公表分
- (2) 執行役員については、部門ごとに、法令に基づく役職、担当者の氏名、業務及び職務の範囲(法令で定められた内容(放送局設備等供給業務管理部門(の長)、放送局設備等供給業務利用部門(の長)、放送の編集権、無線従事者等の職務及び放送部門の取締役は、原則として、経営責任は問われないことなどのほか、法で定められた罪を犯した者などを報道等として取り扱い、放送を行うため、法人としての会社、その役員、総務大臣の免許を受けた放送局及び放送局員等、それらに係る者が、自ら法令を遵守し、会社としては、法が定めたことから逸脱しないよう、規程等を定めるほか、お互いに注意喚起するなどについても説明があった。))
- (3) その上で、イベント放送を例にとり、放送番組ができるまでの基本的な流れを説明した。
  - ① 現時点では、現在の状況を見ながら、概ね1年前後先に開催される全国のイベント情報、旅客動向、経済指数等もとに、どのような放送番組をするのかという情報収集のほか、2020年開催予定の東京オリンピックという世界規模のイベント等が国内である場合は、開催までの期間、聴取者に関心を持ってもらうような長期的戦略のほか、放送局自体でイベントを開催することもあります。
  - ② 情報から得られるすべての事柄に基づいて地区レベルから全国レベルの各種イベント、年間において、決まった時期に行われるものにあつては、次回(1年先の)中核となりそうな事柄について、直近の放送番組の中で、いわゆる「試し番組(コーナー)」を放送し、反応を見ることもあります。例えば、店頭限定で、来年に向けての試作のチョコレートを無料で配るようなものです。
  - ③ 定期的に開催される大きなイベントでは、そのイベントが終わったあとすぐに、主催者側は、次回の計画を立てはじめ6ヶ月前には、すべての準備が整うので、情報を入力して、交渉、放送枠が決まると、放送内容の具体的な企画に入ります。早いところでは、チケットの販売も行います。
  - ④ 天候の調査、番組企画書、放送原稿の作成、広告主との折衝等を行い、放送の3ヶ月前までに番組考査を終えます。
  - ⑤ 考査が終わると、放送実施の準備に入ります。使用する素材の著作権に関する手続、出演者の選定(公職選挙法等)、交渉等のほか、必要に応じて中継回線等の検討、試験も実施します。
  - ⑥ 放送の約1ヶ月前からは、必要な音源等の素材の確保、放送番組の素材の制作、放送順(天候が押れている場合、雨の場合、天候に関係ない場合等)の放送組を行い、最終番組考査を受け、それが終了するのが、放送の約10日前です。
  - ⑦ 放送7日前までには、送出用コンピューターに放送組(放送順)を組入、24時間前まで(前日)に、もう一度、組み込まれた放送組を確認します。
  - ⑧ 放送当日、放送が実施され、放送が計画どおり放送されていることを確認します。

### 第4議案 「放送法第6条第5号の報告」について

前回の審議会開催以降、訂正放送等に関し、報告する事項はない。

また、放送番組に関して申し出のあつた苦情その他の意見としては、次の通りでした。

- ・ 1960年代のオールディーズがもっと聞きたい。
- ・ (土曜日の午後の番組を聴いて)番組も落ち着いた感じでよかったです。

7 審議機関の答申または意見に対してとった措置の内容及びその年月日  
 (答申又は意見の内容及びその年月日を併せて記載すること。)

8 審議機関の答申または意見の概要の公表

公表の方法             放送事業者が行う放送(放送番組審議会が、必要とした場合に限る。)  
                           当該事項を記載した書面の放送事業者の本社への備置き  
                           放送事業者の電子公告(<http://www.miyagase-fm.com>)で行なう。  
 公表の内容                上記1、3(1)、(3)及び4から7までの事項  
 公表年月日              平成27年 2月 6日

9 その他参考事項

なし